

障サ第2117号
令和3年3月5日

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定障害児通所支援施設・事業所
指定障害児入所施設

管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長

緊急事態宣言の再延長に伴う指定障害福祉サービス事業所等の運営について（通知）

日頃から本県の障がい福祉施策に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設等におかれましては、長期化するコロナ禍の中、感染拡大防止対策に一丸となって御協力をいただいていることに対し、改めて感謝申し上げます。

さて、本年1月7日に本県を含む1都3県に発令された緊急事態宣言が、本日、3月21日まで延長されることが決まりました。

先般、緊急事態宣言の発令を受けて、事業所等における運営の留意事項を通知したところですが、次の通り、その一部を変更したので御確認の上、御対応ください。

【削除した内容】

行政検査が行われない場合の自費検査において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業等による補助が終了したことから当該記載を削除しました。

【追加した内容】

感染者が発生した場合、施設等の情報及び日々の陽性者数等を日次報告 web フォームへ入力することを追加しました。

問合せ先
福祉施設グループ 為田 谷岡
電話 045-285-0738

【別紙】

1 サービス提供の継続

(1) 基本的な考え方

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年1月7日新型コロナウイルス感染症対策本部発出）においては、障がい者等支援が必要な方の居住や支援に関する全ての関係者について、事業の継続を要請しています。
本県においても原則として事業所等はサービス提供を継続してください。

(2) 利用の自粛及びサービスの休止

- ・ 感染防止の観点からサービス提供の制限を検討することはやむを得ないと考えますが、一方的にサービス利用の自粛を求めることや、一律にサービス提供を休止することは適切ではありません。とりわけ、短期入所事業所については、事業所内の感染防止対策の状況や、サービス提供の必要性などを十分に考慮し、サービスの提供の可否を検討するなど、安易にサービス提供を拒むことがないようにしてください。

(3) サービス提供拒否の禁止

- ・ 新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たし退院をした者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとしてサービスの提供を断ることは、サービスの提供を拒否する正当な理由には該当しません。なお、当該退院者の病状等その他の理由により適切なサービスを提供することが困難な場合は、個別に調整を行ってください。

2 感染防止対策の徹底

(1) 基本的な感染対策

- ・ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、症状がなくても利用者や接客する際にはマスクを着用するよう徹底してください。
- ・ 手洗い、手指消毒のほか、パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものについては定期的に消毒を行ってください。
- ・ 食堂等でマスクをはずして飲食をする場合は、他者と一定の距離を保ってください。

(2) 面会及び外出、外泊の取扱い

- ・ 障害者支援施設等においては、面会者からの感染を防ぐため、対面での面会は緊急の場合を除き制限し、オンライン面会を積極的に活用してください。
- ・ 同様に、利用者の外出、外泊については、原則として制限するとともに、趣旨を利用者及び家族等に丁寧に説明してください。
- ・ これらについては、「障害福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止面会・外泊外出の手引き」（令和2年12月21日日本県通知）を参照してください。

(3) 疑陽性者への対応

- ・ 利用者や従業者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室に隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施してください。

3 適切な医療機関への受診及び積極的な疫学検査の実施等

(1) 適切な医療機関への受診

- ・ 利用者はもとより、職員においても日々の体調を把握し、少しでも体調が悪ければ自宅待機とするなど、感染防止対策を徹底してください。
- ・ 県内の事業所等における職員の感染例では、一度は発熱症状が見られたものの、翌日には熱が下がったことから通常勤務に戻る予定の職員に対して、事業所がPCR検査受診をすすめ、陽性反応が判明した事例もあります。
職員等の体調不良が発生した場合は、医療機関の受診を勧奨するなど、必ず医師の判断を仰ぐように職員に対して周知徹底してください。

(2) 積極的な疫学検査の実施

- ・ 事業所等は、職員が医師の判断により PCR 検査等を受検することとなった場合は、速やかに管理者等への報告をさせ、事業所内での情報共有を行うとともに、県障害サービス課へ報告してください。

(3) 感染者が発生した場合の対応

- ・ 感染者が発生した場合、県保健福祉事務所管内に所在する施設は、施設等の情報及び日々の陽性者数等を、別添「施設における新型コロナウイルス感染症陽性者発生時における対応について（令和3年3月1日付医危第2287号健康医療局医療危機対策本部室長通知）」のとおり、日次報告 web フォームに入力してください。また、利用者が感染した場合には、支給決定市町村にも速やかに報告してください。
- ・ 保健所と連携し疫学調査を円滑に実施できるよう、利用者・名簿や勤務表を速やかに提出するなど、入所者等の濃厚接触者の特定に協力できるよう、予め準備をしてください。
- ・ また、施設内での感染拡大の防止のため、C-CAT 又は保健所等の指導に従い、ゾーニングや消毒・清掃を適切に実施してください。

4 衛生資材の備蓄

- ・ マスク、消毒剤等の衛生資材に関しては、在庫量及び使用量を把握し、必要量の備蓄に努めてください。
- ・ 感染者が発生し、衛生資材が不足した場合には、県及び市町村から供出が可能であるため、必要量を速やかに県及び市町村に要望できるよう平時から整理をお願いします。

5 その他

- 万が一感染者が発生した場合にも、必要なサービスを継続して提供できるよう、職員の勤務体制や法人内での応援体制などについて、予め検討をお願いします。とりわけ、法人内の複数の事業所を兼務する職員がいる場合は、職員を通じて感染が拡大しないよう、一時的に兼務体制を制限するなどの対応についても検討してください。
- 新型コロナウイルス感染症の感染は誰にでも生じ得るものです。感染者やその家族等に対する差別・偏見等の不当な扱いや誹謗中傷は、人権侵害にあたり得るのみならず、体調不良時の受診遅れや検査回避、保健所の積極的疫学調査への協力拒否等につながり、結果として感染防止策に支障を生じるおそれがあります。事業所内等において、利用者やその家族、従業者等に対し、新型コロナウイルス感染症に対する適切な理解について、啓発等をお願いします。